**平成２２年（フ）第８６３号**
熊本県阿蘇市波野大字小園628、住民票上の住所熊本県阿蘇市波野大字小園649番地
債務者　佐藤マリ子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで　熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第７４８０号**
大阪市阿倍野区桃ケ池町１丁目２番10号桃ヶ池パークハイツ202号
債務者　長内　弘子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８３２４号**
大阪市生野区中川２丁目16番13号
債務者　濵田　清已
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８３３６号**
大阪市城東区野江３丁目13番23号キメラフラット野江301号
債務者　木村　　望
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８３６３号**
大阪府枚方市藤阪元町２丁目31番５号
債務者　堀田　照代
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８４１８号**
大阪市港区田中１丁目４番22号
債務者　辻本　　正
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８６２８号**
大阪市生野区新今里４丁目５番12―4001号
債務者　兼島　則雄
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８７３３号**
大阪府高槻市宮野町20番８号
債務者　曽場　義子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８７３８号**
大阪市東淀川区大桐１丁目８番12号　セントポーリア301号
債務者　中尾　律子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８８４０号**
大阪府八尾市曙川東４丁目19番地　大和路ハイツ501号
債務者　里村　康博
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８８４１号**
大阪府八尾市曙川東４丁目19番地　大和路ハイツ501号
債務者　里村　道代
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８８５５号**
大阪府守口市大枝南町１番28号
債務者　別府　浩二
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８８８１号**
大阪府茨木市南春日丘２丁目２番６号
債務者　米山連太郎
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８９６９号**
大阪市大正区三軒家西１丁目４―26　株式会社ユナイテッドクラフト内、住民票上の住所大阪市旭区今市２丁目19番17号
債務者　山田　　拓
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９０４４号**
大阪市平野区平野元町８番15―705号
債務者　谷口　雅啓
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９０８４号**
大阪市西成区千本北１丁目５番３号
債務者　平島　義則
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９１０８号**
大阪市浪速区日本橋５丁目16番４―201号
債務者　中津ケサミ
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部